インド特許法の基礎（第９回）
～特許出願（６）～

河野特許事務所
弁理士　**安田　恵**

１．はじめに

インドには「追加特許[1]」と呼ばれる制度がある（第２条(1)(q)、第54条～56条）。出願人は、自身が行った特許出願に係る発明の改良又は変更について、追加特許の申請を行うことができる。追加特許の基礎になる特許出願の完全明細書に記載若しくは開示された発明は主発明と呼ばれる（第54条(1)）。追加特許に係る発明は、主発明に対する進歩性が無くても、新規の改良又は変更であれば特許が認められる。

２．追加特許の要件

(1)　主体的要件

追加特許の出願人は、主発明の特許出願の出願人又は主発明の特許権者と同一であることが要件である（第54条(1)）。

(2)　客体的要件

追加特許に係る発明は、主発明の改良又は変更に係る発明でなければならない（第54条(1)）。追加特許に求められる客体的要件は、基本的に通常の特許出願と同様である。新規性および進歩性の判断基準日である優先日は後述するように追加特許の現実の出願日と考えられる。

(a)　進歩性

追加特許の特許出願は、その完全明細書に記載された主発明の公開又は実施に基づいて、その改良発明の進歩性が否定されることは無い（第56条(1)(a)）。例えば追加特許出願前に、主発明に係る特許出願が出願公開されていた場合であっても、かかる公開によって公知になった主発明に基づいて、追加特許の進歩性が否定されることは無い。また、追加特許の出願は、主発明の特許に対する追加特許の出願に係る完全明細書に記載された当該主発明の改良又は変更に基づいて、その進歩性が否定されることも無い（第56条(1)(b)）。上述の実施の主体は特に限定されておらず、主発明の特許出願後、第三者が主発明の実施を行っても、かかる実施に基づいて追加特許に係る発明の進歩性は否定されないと考えられる。

また言うまでもなく、追加特許として付与された特許が、上述した主発明の公開又は実施に基

1　「追加特許」とは、第54条に従って付与された特許をいう（第２条(1)(q)）。
「特許」とは、本法に基づいて発明に対し付与される特許をいう（第２条(1)(m)）。